

平成25年5月2日
第2485号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 種畜証明書の書換交付の通報（211・畜産振興課）…………… 1
- 種畜証明書の返納の通報（212・畜産振興課）…………… 1
- 松くい虫のまん延防止のための措置命令（213・森林整備課）…………… 1
- 建築基準法による道路位置の指定（214・由利地域振興局建設部）…………… 2

公 告

- 土地改良区の役員の退任の届出（仙北地域振興局農林部）…………… 2

公安委員会告示

- 犯罪被害者等早期援助団体の指定に係る変更（48・警務課）…………… 2
- 猟銃等講習会（初心者）の開催（49・生活環境課）…………… 3

労働委員会告示

- 秋田県労働委員会のおっせん員候補者の氏名、履歴等（1）…………… 3

告 示

秋田県告示第211号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、次のとおり種畜証明書を書換交付した旨農林水産大臣から通報があったので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

平成25年5月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

種 畜 証明書 番 号	名 前	品 種	生年月日	等級	飼養者の住所氏名
			産 地		
10842568126	花錦 (日短本1635)	肉用牛 日本短角種	H22.4.23	1級	秋田県秋田市中通六丁目7-9 秋田県畜産農業協同組合
			岩手県下閉伊郡岩泉町		

秋田県告示第212号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）8条第2項の規定に基づき、公示する。

平成25年5月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

種 畜 証明書 番 号	名 前	品 種	生年月日	等級	飼養者の住所氏名
			産 地		
H24 秋田県臨時 第1号	源氏88 (2011子秋黒 1298470810)	肉用牛 黒毛和種	H23.5.9	2級	秋田県大仙市横堀字熊本54 佐藤 匠
			秋田県大仙市		

秋田県告示第213号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、松くい虫のまん延を防止するため、同法第3条第1項第5号に掲げる命令をしますので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年5月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 区域及び期間

- (1) 区域 秋田県内全域
 (2) 期間 平成25年5月28日から平成26年5月27日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、被害対策として特別伐倒駆除を行う場合は、この限りでない。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域の松林において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が拡大し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

秋田県告示第214号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成25年5月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
由利本荘市表尾崎町22番地 4 鈴木不動産 代表取締役 鈴木秀夫	由利本荘市石脇字尾花沢 54番80の内、54番81の 内、54番251の内、54番 253の内、54番254	50.83メートル	6.00メートル	平成25年4月22日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大仙市神宮寺松倉堰土地改良区から次のとおり役員退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

大仙市神宮寺字宇留井谷地東入175番地

黒 川 重 一

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第48号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体から次のとおり変更の届出があったので、同条第3項の規定に基づき公示する。

平成25年5月2日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

犯罪被害者等 早期援助団体の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
公益社団法人秋田被害者支援センター	名称	社団法人秋田被害者支援センター	公益社団法人秋田被害者支援センター	平成25年 4月1日
	援助事業を行う事務所の名称	社団法人秋田被害者支援センター	公益社団法人秋田被害者支援センター	平成25年 4月1日

秋田県公安委員会告示第49号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定に基づき、公表する。

平成25年5月2日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

- 1 実施年月日
平成25年5月30日（木）午前9時から午後4時30分まで
- 2 実施場所
秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館
- 3 講習科目及び講習時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。
- 4 受講定員
20人
- 5 受講申込みに必要な書類
 - (1) 受講申込書 2通
 - (2) 写真 2枚
写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。
なお、郵送による申込みは、受け付けない。
- 6 受講申込み等
 - (1) 申込用紙の交付
各受付場所において交付する。
 - (2) 受付期間
日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規程する休日をいう。）を除き、平成25年5月2日（木）から同月27日（月）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員20人で締め切る。
 - (3) 受付場所
住所地を管轄する県内の各警察署
- 7 講習手数料
6,800円
受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。
- 8 その他
 - (1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
 - (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係（電話018-863-1111内線3168）又は県内の各警察署生活安全係（秋田中央警察署にあっては生活環境係）に問い合わせること。

労 働 委 員 会 告 示

秋田県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、秋田県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公示する。

平成25年5月2日

秋田県労働委員会会長 湊 貴美男

氏 名	職 業	閱 歴	委嘱年月日
湊 貴美男	公益委員 弁護士	秋田弁護士会会長	平成12年12月1日
古 谷 薫	公益委員 弁護士	秋田弁護士会副会長	平成12年12月1日
綿 貫 一 子	公益委員 公認会計士、税理士	日本公認会計士協会東北会秋田県会長	平成20年12月1日

嶋 崎 真 仁	公益委員	秋田県立大学システム科学 技術学部准教授	秋田県立大学システム科学技術 学部助教授	平成20年12月1日
山 本 隆 弘	公益委員	弁護士		平成24年12月3日
東海林 悟	労働者委員	日本労働組合総連合会 秋田県連合会会長	日本郵政グループ労働組合東北 地方本部秋田連絡協議会議長	平成22年1月26日
清 水 尚 子	労働者委員	ボートピア河辺労働組合 執行委員長	日本労働組合総連合会秋田県連 合会女性委員会副委員長	平成15年12月1日
鈴 木 光 一	労働者委員	ジェイ・エイ・エム北東北 秋田県連絡会会長	T D K 労働組合秋田地方本部委 員長	平成20年12月1日
黒 崎 保 樹	労働者委員	情報産業労働組合連合会 秋田県協議会議長	N T T 労働組合東北総支部副執 行委員長	平成24年2月28日
田 口 正 信	労働者委員	秋田県東北電力関連産業 労働組合総連合会長	秋田県東北電力関連産業労働組 合事務局長	平成24年12月3日
高 野 力	使用者委員	(社)秋田県経営者協会 専務理事	(社)秋田県経営者協会秋田支部専 務理事	平成20年6月24日
伊 藤 博	使用者委員	秋田中央交通(株) 専務取締役	秋田中央交通(株)常務取締役	平成13年9月25日
三 浦 潔	使用者委員	秋田三菱自動車販売(株) 代表取締役社長	秋田三菱自動車販売(株)代表取締 役	平成14年12月1日
吉 田 和 枝	使用者委員	吉田興業(株) 代表取締役社長	吉田興業(株)取締役	平成16年12月1日
倉 部 稲 穂	使用者委員	日本精機(株) 代表取締役社長	(株)北都銀行常務取締役	平成22年12月7日
松 測 秀 次	秋田県労働委員会事務局長		秋田県企画振興部学術国際局長	平成24年4月24日
館 岡 和	秋田県労働委員会事務局審査調整課長		秋田県総務部総務課政策監	平成25年4月23日

正 誤

ページ

行

誤

正

平成25年3月29日(号外第4号)公布の人事委員会規則7-9(期末手当及び勤勉手当)等の一部を改正する規則(原稿誤り)

4

29

別表第1教育職給料表(一)教育職給料表(一)
の項中

別表第1教育職給料表(一)教育職給料表(一)
職務の級三級の職員のうち

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078(総務部広報広聴課)